

第16回薄川流域協議会 要旨

日時：平成16年10月15日(金) 18:30 ~ 21:10

場所：長野県松本勤労者福祉センター 1階 大会議室

次 第

- 1 開 会 (座長あいさつ)
- 2 議 事
 - (1)第15回協議会会議録
 - (2)提言書(案)に対する意見交換

資 料

第15回協議会会議録
薄川流域協議会提言書(案)に対する修正案
平成16年9月5日洪水による流木状況
平成16年9月5日洪水のピーク流量推定

資料は奈良井川改良事務所、松本合同庁舎行政情報コーナー、松本市役所、里山辺出張所で縦覧できます。

会 員 数

会員数 40名 (出席会員数 21名)

内 容

- 1 第15回協議会の会議録の内容について確認し、奈良井川改良事務所のホームページで公表することになりました。
- 2 提言書(案)「2.基本高水流量について(別紙参照)」の は起草委員で検討し、検討結果を再度流域協議会に諮り、会員の意見が一本化できない場合には両論併記にするか一つ一つの意見を列記することになりました。
- 3 提言書(案)「3.河川に関する基礎的データの収集及び測定システムの構築について」は原案どおりの文章とすることになりました。
- 4 提言書(案)「4.1河道の拡幅及び河床の掘り下げについて」は、 の「貯水池」の前に「河道外」を、「遊水地」の後に「等」を入れ、「河道外の貯水池や遊水地等についても可能性を追求すること。」と修正することになりました。
各河川の区間ごとの内容については、田川の の次に として、「落合橋については、より詳細な流下能力の調査を行い、その能力アップに努めること。」と入れることになりました。
薄川A区間の の最後にある「(効果は小さい。)」を削除することになりました。
薄川B区間の の次に として、「栄橋付近については、より詳細な流下能力の調査を行い、その能力アップに努めること。」と入れることになりました。
- 5 提言書(案)「4.2河道の横断形」については、意見を並列するのか一本化するのを含め、次回の協議会で再検討することになりました。

質疑・会員からの意見(会議録の内容について)

- (座長) 7ページの下から7行め「十分な制度…」とありますが、「制度」ではなく「精度」に修正して下さい。12ページの真中へんの座長の発言で、「そのために説明が要るといこといこと」となっていますが、「いこと」が重複しているので削除してください。その下の座長の発言で、「80年に1回ぐらいの雨で…」とありますが、「雨」ではおかしいので「洪水」でと直してください。13ページの下から4行めに「言葉自信…」とありますが、「自信」ではなく「自身」に修正して下さい。14ページ真中あたりの座長の発言で、「また出てくる可能性…」とありますが、文章が中途半端ですので、「また色々なことが出てくる可能性…」としてください。15ページの2番めの意見の3行めで、「反固定的な数字」とありますが、「反」ではなく「半」ですので修正して下さい。真中へんの座長の発言で「 だけはずして続けていく、」とありますが、「 を横に置いといて、次を進めることにいたします。その間どこを直したらいいか考えていくことにしましょう。」としてください。他になければ、事務局で訂正して公表していただくことでお願いします。
- (意見) 議事録について字句の訂正ではありませんが、お願いがあります。色々な意見をまとめていただき事務局の方は御苦労だったと思います。誤解を招きやすいので、「奈良井川流域の支川の流量配分は各支川の上流の雨量等を実測したのではなく、国の標準的あるいは平均的な数値を用いて決定したものである。」と追加していただきたいと思います。実測したものではないということをお願いしておきたいです。十年前に奈良井川の時にお聞きしたのと同様手引書の解説をそのままあげておられたように思いました。十年の間に河川法が改正されたにも拘わらず、十年前と同じ説明が文書になったということで、ここで協議しているように基本高水の数字に対していろんな意見があるということで少し明確にしたほうがよいと思います。
- (事務局) 前回、そのような発言は無かったのですが、誰の発言として追加するということでしょうか。
- (座長) 意見に対しての補足説明という形です。
- (事務局) 今回の会議録として、入れるのではなくてですか。
- (意見) 私の意見も沢山取り入れられていますが、その補足として、先ほど要旨については承認ということでそれはそれで結構ですが、今回入れていただければわかりやすいと思います。
- (座長) 今回の議事録ですか。
- (意見) それに補足しておいていただければいいと思いますし、今日の議事録に入れておいてもいいかと思ひます。座長さんにお任せします。
- (意見) 分けてしまうとわかりにくいと思ひます。前回の会議録に追加することでどうですか。
- (事務局) 会議録というのは事実を残したいわけですから、今日発言されてそうおっしゃるのであれば今日の会議録に残された方がよいかと思ひます。事実を列記するのが会議録ですから、確認しておきますが、今日の発言としてよろしいわけですね。

- (座長) そうしたら、今日の会議録に載せる事にします。
- (事務局) 先ほど雨量を実測していないと言われましたが、基本高水の説明資料にもあるように何箇所か雨量観測所があり、雨量観測データに基づいて基本高水を計算していますので、雨量観測していないということにはならないと思います。
- (意見) 6ページか7ページにも書いてありますが、例えば女鳥羽川や牛伏川とか鎖川とかの雨量はどのように測定してその数値をどのように測定したと、奈良井川の松島橋下流の改良の時の説明ではございませんでした。十年前にはありませんでした。その時の説明があるものですから今のようによに申し上げたのです。薄川では測定値があることは十分に承知しております。
- (事務局) 第7回の協議会のときの資料 - 23で基本高水の見直しについて御説明しており、3ページに奈良井川水系の雨量観測所を赤い点で落としてあります。そこを見ていただきますと、鎖川にも気象庁の東朝日という雨量観測所があり、雨量観測が無いということはありません。
- (意見) まったく無いと言っているわけではなく、流量観測データを基にして基本高水流量、奈良井川水系の流量配分図をきめたのではないというように県から報告がありましたので申し上げただけで、全くないと言っているわけではありません。
- (事務局) 流域協議会ではそのような説明はしていませんが、以前聞いたということですか。
- (意見) 以前そのような説明がありました。ここで書いてあることが正しい、絶対値、固定的な数字でないということを皆さんに分かっていただいた方がいいと思い申し上げました。
- (事務局) 今言われたことは、合理式で計算した場合のことではないかと思えます。合理式では個々の観測資料ではなく、例えば松本地域なら松本地域の雨量強度というのを計算してあり、その雨量強度を基に基本高水流量を計算します。雨量強度を決める時には過去の実測値を基に計算されています。合理式における雨量強度も実測値を基に出しており、実測値と全然関係なく雨量を決めて流量をだしていることはありません。

質疑・会員からの意見(会員からの資料について)

- (座長) 本題に入る前に、本日欠席された会員の方から伝言がありますのでお伝えします。みなさんのお手元にある写真を御覧下さい。
「8月の大雨の時以来、流木がいつ片付けられるか見守ってきました。写真のように未だ撤去されておられません。回収するようお願いいたします。」と事務局、県の方に依頼があります。
それから、薄川兩岸の相互交通のため測量が始まっておりますが、将来の流域工事との関連はどのように見通しを立てられていられるのか、県と市にお伺いいたします。」ということですので、県と市からお願いいたします。
- (事務局) 相互交通のための測量については、承知しておりません。
- (松本市) 金華橋下流の左岸ですが、小松橋の下流のゴルフ練習場のところまで道路改良の計画があります。そのための測量を既に発注しています。現場に入ったのかまでは確認しておりませんが、現況測量の発注は既にしてしますので、金華橋の左岸下流で測量に入っているかもしれません。

- (座長) 本題に入る前にもう一点資料請求したいのですが、大仏ダム計画時の基本高水580を算出した時の流出解析によるハイドログラフ及び洪水計算結果、ピーク値ですがこれをお願いします。検討委員会でも使っていると思います。それからもう一つ、今の各洪水のピーク値と現在使われている型引き伸ばしの基本高水のハイドログラフのピーク値との差を出して次回配ってください。
- (質問) 先ほどの写真で流木が引っ掛かっている、この流木を撤去しなければいけない理由はどういうことですか。下流に流れて行って悪さをやるから撤去するのか、見栄えが悪いので撤去しなければいけないのか、魚道に引っ掛かって魚道が機能しないのか、どういう理由ですか。
- (座長) それは、本人に聞いてみないとわかりません。
- (意見) 流木が引っ掛かっているのは川の生き物にとっては有効ですから、あえて撤去する必要の無いところにあるものは、撤去しなくて良いと思います。環境的には良いということも認識しておいてほしいと思います。
- (意見) 今日の協議の参考になるかと思いますが、先般の台風16号、18号、22号の時の雨量、洪水量が分かっていたら教えていただきたいと思いますがいかがでしょうか。
- (事務局) 薄川の既所で流量観測をやっていますが、機械の中に紙をセットしてあり、自動巻きになっていますので、記録紙をはずさないと読み取りが出来ません。紙の交換が終わりましたら水位を読み取り、流量を計算して報告したいと思います。

河川改修原案について意見交換(提言書(案)「2.基本高水流量について(別紙参照)」)

- (座長) それでは本題に移りたいと思いますが、最初にお願いがあります。
流域協議会の会則で、構成員はそれぞれの発言を尊重し、発言に対して頭から否定することはしない。相手の立場、意見を理解しながら積極的かつ建設的な発言を行うとなっていますので、発言するときは必ずこうした方がよりベターだというような代替案を示しながらお願いします。二つめとして、提言書の案を配布してから時間が経過していますので、皆さん熟読しているとみなして会議を進めたいと思います。
- (意見) 流量は既所で観測しているとありましたが、雨量に関しては薄川の流域で林務の「森林と水のプロジェクト」で5箇所以上雨量観測していますので、台風の時の雨の降り方を知りたいので全ての雨量計の雨量データもある限り入れて下さい。多い方が参考になるので、お願いします。
- (意見) 同じ事ですが、特に9月6日の時は薄川沿いに住んでいる方も20数年来の水の量だということでした。人間が座ったよりも大きな石が流れていましたので、9月6日の降雨量と流量がわかるものがあればと思います。1/80位の流量になっているのではないかと考えているのでお願いします。
- (座長) 今の値は基本高水を出すような雨量分布図を作っただけであればと思います。
それから、起草委員の方には申し訳ありませんが、この会が終わったら後ろの所に集まっていただけですか。打ち合わせしたいと思います。
それでは本題に移らせていただきます。前回の2項についての皆さんの意見を読まさせていただきましたが、これを一本化することは難しいと思います。今までのことを整理しますと、起草委員が述べているのは、こちらが洪水で話をしているのに、相手は降雨で話をするとかで、ちんぷん

かんぶんで全然話が通じないということです。基本高水が一番重要なことですから、このことだけはきちんとしておこうということで述べていた文章です。何度読み返しても、基本高水をどうしろだとかは全然入っていないように見受けていますが、皆さんの中にそれを理解していただけない方がいたということです。我々は、基本高水470を県から提示され、前提ということで進めてきましたから、あえて470を謳わなくてもわかりきっているから入れなかったのです。しかし、皆さんの中にはこれをきちんと明示すべきだという意見の方もかなりおられるようです。この二つだと思います。ここでははっきり理解していただきたいと思いますが、この二つは全然別なことであって、一つにつきましては一つにまとめなければいけないとか、そういう内容のものではないのです。類似するような意見があれば述べていいということです。この件に関しては皆さんの中に類似するような意見がありましたら述べていただいて、列挙するようにした方がいいんじゃないかということです。

2につきましては、これを明記すると言葉の解釈の誤解から生じる予期せぬ問題が発生する可能性があるとか、470についてはダム等検討委員会で決めたことだからという意見が強いです。

しかし、ダム等検討委員会の大熊先生の記事を「世界」という月刊誌で読ませていただきました。その中で彼が書いていることは、言葉の端々だけいいますと、例えば一つとして「科学的根拠があるわけではない」、「誤差が大きい」、「計算結果の幅は、自然科学の分野では類がない。」、「最大のものを選択して、それを金科玉条として押し付けている。」というようなことを書いてあります。これは私が思っていることと同じことです。こういうことを見ますと、決して検討委員会の方々がこの470というのを決めたということではないようです。9月5日の洪水ですが、朝8時から午後4時まで栄橋と厩所の間を行ったり来たりして、その間の主な沢、北沢だとか菖蒲沢だとか、金華橋だとか小松橋などのポイントを観察しました。前回お配りしましたが、その時の洪水を栄橋と小松橋について自分なりに計算してみました。その結果、大目に見て60トン位だと結果がでました。今までの私の資料から、きつく見て4ないし5年に一回の洪水だと見たんですけども、話を聞くと20数年来だということです。あの大きな洪水でも60トン位しか流れていません。これを基にして、別紙資料の確率分布図を修正すると50か60位は低い方にいきます。そうすると200という数字は、高々150になってしまいます。そういうことで計算しますと、粗度係数の補正を加味して計算しても、栄橋のところで470という数字は、拡幅だけを考えれば3倍になります。そういうことが本当に考えられるのかどうか考えると、頭をひねります。ここにいる数名だけで、この問題を470にしるだとか200にしるだとか決められるものではないと思います。我々ができるのは、470というのを前提として進めて、後の問題については我々には決定権が与えられていないので、提言だけはするとして、意見を述べるとして、470という数字を前提として進めて、あとは我々の意見を基にして行政の良識に任せるといふことにするしかないと思います。問題を指摘しても、我々が決められる数字ではないと思います。そういうことで進めたいと思います。この2項 について、それと基本高水470をどういう風に盛り込むか、起草委員会をもう一度開いて検討してみることにします。それをまた皆さんに諮って、一本化できない場合には皆さんの意見をみんな列記することにします。それから基本高水の表現についてどうするかは、もし一本化できない場合には両論併記か、場合によっては皆さんの一つ一つの意見を尊重して列記するようにします。我々も起草委員会を開きますが皆さんの方で別個な考え方で意見を持っておられる方もあるかと思しますので、そのような方は前もってそれなりの準備をしておいて下さい。ここで文章の訂正をやっていては時間ばかりかかって収集つかないので、次回協議会までにそれなりの準備をしていただきたいと思います。両論併記だとか、多くの意見を列記した場合は、それぞれの意見については各々が責任を持っていただきたいと思いません。

(意見) ただ今の座長さんのような考え方を提案書で提案しています。これについて皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。3ページの2番「基本高水流量について」について、原案でいきますと「(別紙参照)」と書かれていますが、これがついていきますと非常に混乱してしまいます。基本高水についても異議があるというのが別紙ですから、これが付いてはおかしいことになります。それらを含め

まして提案書にありますとおり、「(別紙参照)」というのは削除した上で のような文面にしたらどうかということです。この文章であれば、皆さん賛成していただけるのではないのでしょうか。

(質問) 今の意見は、二木さんの提案書の2の文章をそのまま使えということですか。

(回答) 、 はそのまま残し、 の文章だけこのように変更したらどうかということです。

(座長) 今は のことだけです。 、 については一応いいということになっています。

(質問) 2の をこのように変えろということですか。

(回答) 2の だけをこのように変え、 、 はそのままでもよろしいということです。

(質問) をこんなに簡単にしてしまうということですね。

(座長) これは、 と全然意味が違うと言っています。理解してもらわないとしょうがないです。

(意見) をこのように変えたのでは、我々起草委員会で検討した意味がありません。簡単で良いかもしれませんが、原案のとおり治水安全度や基本高水というものはこのようなものであると、長野県民はこういう点で誤解していますと、問題点がありますよと言っているわけですから、このまま残してもらわないと長野県ばかりでなく全国的に問題があるわけですから、残しておかなければいけないと思います。

(意見) 私はそれには全く反対です。そういうことになりますと、基本高水流量470という数字そのものを否定しているわけです。別紙でも否定しているわけです。

(意見) 否定していません。よく読んでください。別紙は外してもいい、別紙があってもなくてもいいですよとこの前発言しました。 を二木さんのような案にしまうと、起草委員会が検討した意味が全然ないわけです。470m³は賛否両論がありますよというだけの話なんです。

(意見) 検討の仕方が反対です。

(意見) 意見は分かりました。私どもはそれには賛成できません。

(意見) それは、起草委員の案でしょう。

(座長) そういう意見を持つてたのだったら主旨を忘れないようにして、我々の言っているのと全然意味が違うような文章にしてもらっては困ります。我々が言っているのは、洪水と雨はきちんと区別してお互いのコミュニケーションをきちんとしていくようにしましょうという主旨ですので、それに対して自分がどういう意見なのかをまとめて整理していただきますか。次回までお願いします。

(意見) それをまとめたのが、私のこの原案です。

(座長) それがそのようになっていません。これは。

(意見) この文書の中には、みんなのそのような意見も含んでいます。いろんな意見がありますから。

(座長) この件に関しては、起草委員会を開いて検討することになっていますので、これは横に置かさせていただいて、次に進めさせていただきます。

河川改修原案について意見交換

(提言書(案)「3. 河川に関する基礎的データの収集及び測定システムの構築について」)

(意見) 「河川に関する基礎的データの収集及び測定システムの構築について」という題名にすると、このような文章になりますが、薄川の治水を考える上において、流速を早くして土砂を流す所とか、流速が落ちるから土砂を貯めるとか、薄川を統治する理念、治水する理念を入れる必要があると思います。具体的に言いますと、金華橋下流は幅が広いから土砂を貯める所とか、その下の幅の狭いところは土砂を貯めようがないので大きな石も流してしまうような構造にするとか、基本理念をもとに治水の計画を立てたらどうかと思っています。そのことを、文章にできればと思っています。基本理念を確立して薄川を統治するということが、私の願うところです。

(座長) 我々が協議会でいろいろやってきて、データ不足がしみじみ感じられます。今の世の中データで話をしていくのが普通ですが、その基礎ができていないので基礎をつくってもらおうということです。

(意見) 測定しても行政だけが資料を持っていても具合が悪いというか、実際に被災した人に伝わらないといけないので、 の2行め「治水に関する測定システム」の後に、「治水に関する測定及び伝達システムを構築する」と入れてもらえればと思います。最近の災害の時にも、みんなに伝わらなくて云々と報道があったばかりですから、一言入れてもらえればと思います。「伝達」というのは住民のみなさんに伝達するという意味です。

(座長) 表題ですよ。

(意見) 表題にいられていただければ、なお結構かと思います。 の下から3行目のところでもいいかと思います。

(座長) 今の言葉を項目として、独立した形で入れた方が良くということですか。

(意見) 続きで良いと思います。

(座長) 今の文面を入れることについて、いかがでしょうか。

(意見) 3の3)の ですね。このなかに「役立てるのみならず」とあり、「役立てる」という言葉に公表という意味が入っているからいいのではないのでしょうか。実際に調査すること、住民に公表すること、そういうことすべてを含めて「役立てる」ですから、「役立てる」の意味をそう解釈したらどうでしょうか。はっきりさせるなら言われたとおり、公表なり住民に周知という言葉が入るかもしれません。

(意見) はっきりした方が良くと思いました。

(意見) では、表現をかえますか。

(座長) どこに入れますか。3の の「森林の保水効果の検証」の後ろに入れますか。

- (意見) は測定システムの構築という意味で、やらなければいけない内容です。 に後世の検証云々と書いてあり、今言われた意見はデータをどういうふうに役立てるかという意味ですから、 の方に移した方が良くと思います。
- (意見) 雨が降ったとき、どのくらい降って、どのくらい水位が上がったか皆さんにも分かっている方がいるという意味で伝達と言いました。それがあれば、もしもの時にも早くに対応できるのではという意味です。主旨は持っているだけでなく公表するということです。
- (座長) の前半のところにおいて、「記録は大事に保管及び公表し、」とした方がよいのではないですか。「後世への技術の継承と同時に、市民の避難伝達を確実に伝えるようにすること。」とすると。
- (意見) のところの「伝達」ではなく、「公表」とすればいいかと思います。「測定及び公表システムを構築する。それをいろいろに役立てるあるいは活用する。」ということです。 はこれでまとまっている文章のように思います。
- (座長) 「公表」という言葉と「市民の避難伝達」という重要な言葉を、どこかに盛り込みたいということですね。「避難伝達」は のところがいいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。
- (意見) 今の意見はデータを持っているだけでなく、住民にも知らせるような、常に知らせるようなシステムを構築してほしいというのが主旨なので、下から3行目の『「治水に関する測定システム」を構築し、』というところを『「治水に関する測定システム」と「住民に対して周知するシステム」を構築し』とすれば雨が降ったとき住民が知ることができる形になりますので、そうすればよいのではないかと思います。「治水に関する測定システムと住民へ周知するシステムを構築する」とすればよいと思います。
- (座長) 今言った内容は、この後に続いてある維持管理のなかでさらにきちんとしたほうが良いかと思いました。流域対策に役立てるデータを取るということで、ここではハード的なことをまとめておいた方が良いかと思いました。
- (意見) 全体のなかで入っていれば良いかと思います。ここにこだわる必要はございません。
- (座長) 今の意見は流域対策のときにもう一度きちんと考えることにします。
- (座長) 前回、「薄川B区間の栄橋の流下能力の検証について」という資料と「平成16年9月5日洪水の水位状況及び洪水時の河床の変化」という資料を配っています。流下能力の検証ですが、大雑把に栄橋のところの図を作ってみました。3ページの下図に、粗度係数を0.035から0.057まで変えた時の河床の高さと流量Qがどのようになるか計算してグラフにしました。1ページに戻って、平成11年6月30日の洪水状況と書いてありますが、事務局からいただいた写真をもとに河床からの高さがどのくらいだったのか推定したら大体1.5mということになりました。今までの事務局からいただいた資料から計算したらちょっと違うなということで、それを修正するにはどうしたらいいかということでこの図をつくってみました。1番上の0.035が事務局からいただいている資料の中にでてくる粗度係数です。この計算結果とかなり違う値が出てくるということになっているため、この辺は見直してもらわなければ、安心だと思っていたのが安心ではないということになっています。そういうことですので、全部の地域についてやっていたら大変ですので、少なくとも栄橋だとか落合橋のように数字の上で明らかに流下能力の無いところでは入念に粗度係数や流下能力をチェックしていただく必要があるかと思ひまして、文章をどこかに入れられないかと思ひまひして探しているわけです。流下能力という言葉は提言書を作るときに消してし

まったので、このなかに入れようがありません。そぐわないかもしれませんが、測定システムの構築の欄の後に として「栄橋、落合橋のようなネック場所については、より詳細な流下能力の調査を行い、その能力アップに努めること。」と入れたいと思いますがどうでしょうか。異議がないのであれば、追加させていただきたいと思います。

洪水の時に調べたのですが、我々が全然予期していないことが起きています。左岸の方では橋の直ぐ上流では全然水が流れないで溜まりになっており、後で調べるとそこには粘土質が堆積していました。単なる粗度係数だけでは決められないことですので、その辺を十分に調査してかからないと、安心だと思っていたのがいつの間にか安心でなくなっているということにもなりかねません。

(意見) 今の座長のおっしゃっている「栄橋と落合橋のネックのところの調査を行い、その能力アップに努めること。」という文章については、非常に良い言葉だと思いますが、どういう意味かということを知って頂きたいと思います。

栄橋では上水道用の物が橋の隣に一つ付いており、それが橋桁の下を下げています。川を管理する人は橋桁を上げたつもりでも、橋桁よりも下に上水道を通してしまうと、栄橋そのものの高さ、間隔が少なくなってしまう。橋桁の下についている物で、流木が引っ掛かる原因になるようなところが栄橋のところにあります。

本庄橋も道を高くした分だけ桁を下に下げたものだから、川の高さがとれなくなっています。橋桁が下がっている分、川の高さがとれない。そのような現象が、本庄橋のところにもあります。したがって、座長さんが言われるとおり、「その能力アップに努めること」ということになると、橋そのものの構造を検討し直せということになりますので、ぜひ入れておいていただきたいと思います。

(事務局) 今の件につきましては現地を再度確認いたしますが、基本的に水道等が河川を横架する場合、占用申請を出さなければいけないことになっており、特に橋に添架する場合は橋桁より下にあることは通常許可されません。あったとしても、流下能力を確認して許可するようにしています。

次に、堤防の高さと橋桁の問題ですが、本来ならば橋桁の下に余裕高があって川の断面になっています。通常の川では橋のところで護岸が上がっていますが、薄川の場合は道路サイドで基本的に同じ高さになっています。橋を下げているわけではなくて、堤防道路が上がっているということになっています。流量計算する場合には、橋の桁下に余裕高があって、余裕高の下に必要な流量が流れるような計算になります。現状はそのように見えてしまうのですが、そういう状況です。

(意見) 言っていることは分かりました。

橋の構造上、橋桁を川の方に求めるので、川の高さが桁で塞がれてしまう。極端な言い方をしますと、桁に相当する部分を橋の上に持ってくれば川全体の空間が広がる。道と同じ高さが橋桁の下の面であれば、相当の空間が取れるようになるというのが私の意見です。もっとわかりやすく言えば、道と同じ高さの橋桁にして、強度をとるため太鼓橋にするなり斜長橋にするなりして川の空間を広くする努力をしてほしいということも座長の言っている能力アップに努めることに含まれると理解してほしいと思います。桁を上に乗ってくることで、川の掘り下げを少なくできるという意味です。

(事務局) 路面が桁の上にある場合を上路式と呼び、路面が下にある場合を下路式と呼びます。斜長橋や吊橋、鉄道のスルーゲーターというH鋼で造られて低いところに線路がある橋も下路式になります。今言われたように、桁を薄くすることが断面に有効なわけですが、景観とか前後の取り付け等がありますので、今のご意見を参考にさせていただきながら橋をどのようにするか、今後検討していきたいと思います。

(意見) 分かっていただけだと思うのですが、もう少し言いますと、橋の欄干の部分に桁の役目をさせれば橋の下の部分が空くのではないかというふうに言えば分かるかと思います。

(意見) 座長の提案はかなり個別的なものとして名前が出てきています。ここでは、実測データの必要性を言っているので、個別箇所の意見は個別の区間のところを出していけばいいので、全体的な考えのところに個別の名前を入れると後で重なってしまうので、考えたほうが良いと思います。

(座長) それでは、ここ入れるのではなく、個別のところでは提案することにします。ほか意見がなければ、3項については原案どおりにしたいと思います。

河川改修原案について意見交換(提言書(案)「4.1河道の拡幅及び河床の掘り下げについて」)

(座長) 次に、4ページめの「4.1河川改修について」に移りたいと思います。最初に「4.1河道の拡幅及び河床の掘り下げについて」を検討します。

(意見) の最後の「貯水池や遊水地についても可能性を追求すること」という意味は、貯水池や遊水地についても今後検討するという意味を含んでいると理解してよろしいのかどうか、皆さんの意見をお聞きしたいと思います。

(意見) 8ページに「6.流木対策」があり、その中に「舟付橋上・下流間に2箇所ほど流木止め(橋状、川底は自然のまま)を造ること。」という文章があります。これに関連して追求してもらいたいという意味で、「貯水池や遊水地についても可能性を追求すること。」ということは結構だと思います。

(意見) 今、言われた8ページの件ですが、起草委員会でも対立して並列の形になっております。の案との案が対立して両論併記にしました。皆様のご意見を聞いて、一本化できれば一本化したいということで並列にしてあります。どちらかにまとめたという意味が入っておりますが、起草委員会で結論が出なかつたので両論併記にしてあります。これも含めて今の意見を参考にして、遊水地や貯水池をどうするかという問題も関連していますので、皆様のご意見を聞きたいと思います。

(意見) のところは河道外の意味で書いてあり、あくまでも川の外のことに関して追求していきましょうという意味です。先ほどの意見では、河道内になってきます。その違いがあります。

(座長) 起草委員としては4.1の は河道外という意味で書いてあります。明確にするため、「貯水池」の前に「河道外の」という言葉を追加したいと思います。

(意見) 河道外とか河道内という言葉と、役所でつかっている堤内、堤外という言葉が同じか確認した方が良いと思います。言っている意味は同じかと思いますが、堤内というと河道の中ととる人がいるといけないので確認した方がよいのではと思います。

(事務局) 浅川で河道内遊水地という言葉が出ていますので、「河道外」で分かりやすいかと思います。

(座長) それでは、「河道外の」という言葉を入れることにします。

(意見) 「貯水池、遊水地等について」と、「等」をつけたほうが良いかと思います。

(座長) それでは、幅を広げるため「等」という言葉をつけたいと思います。「遊水地等」とします。

(意見) 先ほどの意見があった理念とか考え方とかは、ここに入れたほうが良いと思います。河川改修のところに理念を入れた方が良いと思います。

- (意見) 薄川を治める理念を持って治水することという文章をここに入れるという意味です。文章が入れば いいと思います。ここでもいいし、ここでも入れようと思えば入ります。
それから、「掘り下げを原則とするが、河道内外を含めて貯水池や遊水地についても、」と入れてもらおうかなと思っていました。薄川を治水する理念を確かに持ってやれば、なおいいかと思ひます。河道内、河道外についての考えで言ひますと、河道内遊水地となると全くのダムになってしまひます。黒沢川は河道外遊水地という表現をしており、田んぼになってしまひますが、全くの河道外ではないと思ひます。薄川の場合でも、「河道外遊水地と貯水池についても追求すること」と「河道外」が入っていればいいかと思ひます。今言われた通り、治水理念も書き込んでもらえばなおいいと思ひます。ここで文面、文言をきめるわけにはいきませんので、起草委員にお願ひしておきます。
- (座長) ここに理念を入れて、釣り合いがとれますか。
- (意見) 河川改修の方針で、理念というのは非常に大事だと思ひますので、むしろ別項目にしたほうがよいと思ひます。
- (意見) 「1. 総合治水対策の基本的な考え方」のところにそれなりの言葉が入っています。改修の具体的な理念を書かなければ、最初に入っています。
- (座長) 一般的な内容にしてしまうと、入っているんです。
他に意見が無いようでしたら、この4.1の項目については「貯水池」の前に「河道外」という言葉を入れること、「遊水地」の後に「等」を入れることにして打ち切らさせていただきます。
次に、「4.2 河道の横断形」について意見を伺いたひと思ひます。
- (意見) もう少し具体的に、一つずつ進めると思ひました。4.1をそのままいっちゃうとすると…。
- (座長) 読んで頂いてあるという前提で進めています。
- (質問) 5ページめの一番上に、「河床の掘り下げを軽減するために最悪の場合は護岸を垂直にして河積を稼ぐこと。」の後に「(効果は小さい)」とありますが、そのことをお聞きたいと思ひます。先程、松本市で薄川の両岸の工事をするための測量に入っているとありますが、その工事は4ページの「河川の隣接する場所で川に戻せる場所は可能な限り川に戻すようにすること。」と整合性があるのか、松本市の方にどういふ理念で道をきめているのか聞きたいと思ひます。松本市でやる道の整備は、今ここで河床掘り下げなり川幅を広げるなり叫んでいることに逆行していることになり、答申が遅れるから先に道を造ってしまったということになりかねないですがよろしいでしょうか。
- (座長) 能力が小さいとありますが、事務局の方で説明して下さい。
- (事務局) 護岸を垂直にして河積を稼いだ場合の効果は、護岸が45°位の勾配になっているので、直角にすると三角形の部分の面積が広がります。その面積は、水深が2mから3mの場合だと2㎡から4.5㎡くらいになります。それほど面積が大きくないため、流下能力を稼ぐ分としてそれほど大きな効果がないということで、このように書いてあるということです。
- (意見) 「(効果が小さい)」という言葉をとってもらいたひと思ひます。田川の庄内橋の東側のところは歩道を造るために土手の幅いっぱい45°のところをとって道を広くしてしまひます。田川の松電の南のあたりは土手の斜めを直にして道を広くしてしまひます。断面積があまり広くならないという説明は分か

りますが、例えばナカツタヤの南側を直にすると相当の流れ去る効果が出てくると思います。45°にしておくとどうしても土砂が止まってしまうので直にしておけば土砂は止まらないから流れ去る効果は出てくると思います。断面が増えることだけではなく、流れ去る効果があるかだと思います。小松橋の下の所は河川敷もコンクリートでやってあります。橋脚もコンクリートも縦になっていて、河川敷も直になっていますから、河川敷もコンクリートでやってあって、橋脚の直角の角については砂が溜まっています。それが過ぎたところで砂が溜まっていますので、小松橋の下を見てから、断面以外に流れ去る効果からも小松橋の下を検証してみたいと思います。

(座長) 文章だけ残して、「(効果が小さい)」という言葉は消しますか。

(意見) 効果が小さいということになれば はないことになりますので、流れ去る効果を考えて「(効果が小さい)」をとって下さい。

(座長) それでは、とるようにします。

先程言った流下能力についてはここに載せさせていただくということで、田川の所の の次に として、「落合橋については、より詳細な流下能力の調査を行い、その能力アップに努めること。」と入れさせていただきます。それから、B区間の所の の次に として、「栄橋付近については、より詳細な流下能力の調査を行い、その能力アップに努めること。」と入れさせていただきます。

河川改修原案について意見交換(提言書(案)「4.2河道の横断形」)

(座長) 次に、「4.2河道の横断形」に移ります。並列になっていますので、検討して頂きたいと思います。

(意見) 皆さんにお配りしてある資料を御覧頂きたいと思います。私の案としましては「4.2河道の複断面」については、 はそのままいいかと思います。 は、 - 1としまして、「金華橋から300m下流の落差工から中林橋までの間(約1.8km)にある複断面はレジャー広場として利用されており、防災上から考慮しても全く問題がないので、そのまま残り河道内の立木を除去する。」というようにして、 - 2、 - 3を削除するということです。そうすると、 だけでいいとなりますので、そのように修正をしたいと考えます。防災上から考慮して全く問題がありませんという確信もっておりますのでこの提案をしたわけです。

(意見) 防災上の観点から問題がないということは、何という意味か理解に苦しみます。現実にはあの複断面では、9月6日の時には小さい断面の上面いっぱいまで来ているところが何箇所かあります。ゲートボール場の所の高さと同じ所まで、複断面の小さい断面のところ満杯まで9月6日には水位がきています。9月6日程度の雨で、既にレジャー広場は使えない状態のところができます。あの状態の雨であつたら、立入禁止にしなければならないところが何箇所かあります。それをすべて検証の上全く問題がないということであれば、今までの複断面についての論議は全く意味がないので、もう一度雨が降った時に現実を見てから言ってください。

(座長) 追加しますが、私の経験で一番きつくて4ないし5年に1回の洪水ということで処理していました。20年以來の洪水と沿川の人が言っていたようですが、いまわれわれが考えているのは、80年に1回の洪水ですので、それも考えて意見を述べてもらわなければ、今現状だけで、小さい洪水だけ見て考えていたら、防災という観点から見逃す恐れがあります。80年に1回の洪水を考えた場合、高々9月5日の洪水でもぎりぎりまできていたから、その2倍、3倍までは考えなければいけないと思います。そうした場合にはどうかという観点で、皆さんに考えていただきたいと思います。この計画というのは目先の計画ではなく、80年に1度の計画を立てるためにやっています。

- (意見) 洪水の場合には複断面の上まで水がつくのは当然のことでありまして、そういう場合にも心配ないということなんです。水が増えてきた場合には、複断面の上の方まで浸水するのは当然のことです。防災上問題ないと思います。
- (意見) 複断面のところを見てもらいたいのですが、あの複断面の小さい方の断面積そのものが、現在の流量では足りない場所が起こってくるわけです。この前のような人間が固まったのと同じ位の大きさの石がごろごろと転がって、音がしていました。それが複断面の中の所にきております。あそこが埋まれば、複断面を常にあの断面に維持しているならばよいのですが、川そのものを狭くしているわけです。ゲームする所がほしい場合は、複断面の下の面と同じ高さにした雨が降ったら立ち入り禁止という状態で河川敷で遊ばないで、複断面自体は川を小さくしているので、拡幅という理念とは異なりますので、私はあれがまったく安全という神経がわかりません。
- (意見) この前の説明ですと、金華橋～中林橋間の複断面のところは現況流下能力が470トンあり、問題ないと聞いているわけですが、それでもまだ流量を増やす必要があるのでしょうか。
- (意見) 複断面に大きな石が流れてきています。複断面が初期の断面のまま維持されていけば問題ありませんが、松商の南では複断面の小さい方の面積が小さくなっています。
- (意見) でも、ここでは470トン以上あります。
- (意見) 470あるのは複断面が小さい状態のところですが、現実にそこに大きな石が流れてきています。複断面そのものの断面積が小さくなっているのです。
- (意見) 先程来470m³が問題になっており、これが大きすぎるといわれている。それが確保できているところは、そのままいいのではないのでしょうか。
- (座長) 誤解しているようですが、流下能力というのは複断面の上ののってでも、上の道の高さまで考えた場合のことです。
- (意見) 当然複断面の上も水が流れるわけです。それでいいじゃないですか。
- (座長) 流域対策の課題になると思いますが、複断面の上まで水が流れたときあそこで遊んでいた場合、急に水が来ると危ないので、そこは立ち入り禁止とか何らかの対策をとらなければいけないということを行っている訳です。
- (意見) 現実にあそこでキャンプしている人たちに、9月6日みたいな時に退避命令を出したかどうか考えますと、複断面の小さい断面が既に満タンになっているので、あそこが使えなくなったときにはゲートボール場を造るがために複断面を造って、川の断面積を小さくしておくことは意味が無いと思います。安全を確保するために複断面を造るならば、雨が降った状態で諏訪湖のスケートの状態と同じように立ち入り禁止のマークを出さなければ、あそこの管理責任が果たせないと思います。
- (意見) ここの問題を出したのは、私とあと数人いたと思いますが、水だけのことを考えれば流す以上の河積はあります。金華橋から下は急激に広がっているため、金華橋のすぐ下の堰堤の上は土砂が堆積しやすい場所で、現実的に右岸に増設された複断面と同じくらいの高さまで土砂が堆積していた場所なんです。

80年に1回の時には上流から土砂が流れてきて河床が上がっていくわけです。水だけ流すだけならいいのですが、土砂が水の下にあるということを考えた場合、ぎりぎりのところでは、そこで土砂をどれだけ調整できるかが下流の方でかなり影響が出てくる訳です。土砂が堆積するような調節場所を川幅の広いところで川の機能として維持しておかないと、ぎりぎりの水が出た時には下の方が大変になります。そういう意味で、本来の川の姿に戻すべきだと思います。

もう一つは環境ですが、川というのはある程度蛇行しながら自由に動く方が環境にもいいし、見た感じもいいかと思えます。

両方の面から「撤去または改造」と書いてありますが、大水が出たときに土砂を調節するくらいの機能を持たせるためには、現在の高さではなく、今よりも1/3位下げるとかいう形に改善することはできますし、遊ぶこともできる訳です。遊んでいることも事実で、かなり皆さん利用していますので、機能を持たせながら遊べる対策を考えるということで書いてあります。ですから、私は主に土砂の問題で川の広いところがあればあるほど有効に働くことを言いたいわけです。

(意見) 今の発言に同感です。「4.2河道の横断形」の - 1、 - 2、 - 3は起草委員会でも結論がなくて、残すという案が1と2、撤去という案が3というように意見が別れております。委員のなかでも意見が別れるところです。複断面を残すのか撤去するのか、私は撤去する意見に賛成ですが、御意見を伺い委員会で統一できればよいと思えます。

確かに複断面は水が出れば埋まります。それでいいんです。川が満杯になれば、川の土手の余裕高の所まで水がきても、それをみてあるのが堤防ですから、埋まるのは当たり前です。それが河川ですから。空いている時に利用するのは差し支えないわけです。ただ先程言われたように、危険な時には市なり県なりが洪水で危険ですから退去してくださいと、周知方法さえ徹底しておれば、水がいくら浸かっても関係ない、空いているときは利用するというで自然の姿でいいのではないかと思います。問題はこの複断面が必要か否かという問題について、皆さんの御意見を集約しなければいけないと思っております。

(意見) 「 - 1防災上…撤去又は改造することを基本とする。」までで、「問題ない場所ではそのまま残すこと。」を削除したらと思えます。先程の御意見にあったように、防災上全く問題がないというのは非常にありがたい意見だと思います。しかし、これから1/80ということを見ると、問題があったら直ちに撤去する、あるいは改造するということが基本だろうと思えますので、 - 1～3を統合して「問題ない場所ではそのまま残すこと。」は削除したらどうかというのが私の意見です。

(座長) 参考までに申し上げますが、この前の9月5日の洪水のあとを見ますと、あれくらいの洪水で土砂がかなり移動しています。音で分かりましたが、大きな石が流れています。八竜橋から上に堤外用水路がありますが、こんなのが転げて中間あたりまでできていました。金華橋から下の堤外用水路もかなり土砂で埋まっていて、かなり土砂の移動はあります。

細かいことはさておいて、そのまま残すか、残さないか皆さんの意見を伺いたいと思えます。

80年に1度の、9月5日の洪水の約3倍の洪水を頭に置いて考えて頂けますか。

(質問) 起草委員会でも問題になったんですが、複断面は地元の町会から要請があって作ったのですか。そういう経過がよくわからないということが一つと、撤去することについて何か行政側で問題はあるのですか。できれば撤去した方がよいと思うんですけど。

(松本市) 作られた経過はわからないのですが、今意見が出されたように金華橋から下流は470m³以上の流下能力のある区間となっていますので、河川内公園ということで指定させてもらっているところですので、あのままで使わせてもらった方がありがたいかなと思っております。

- (質問) 安全対策というのは市ではどういうふうに現時点で作っていますか。
- (松本市) 台風で何十ミリ、何百ミリ雨が降りますよというような予測が出ているときには、あそこに限らず市の管理している道路、あるいは水路といったものは当然パトロールしています。
あそこに限って、注意報や警報が出た時にそこに行って云々ということではなく、市内全般的なパトロールを行っています。直接担当ではないのではっきりしたことは言えませんが、22号の時は道路関係、水路関係のパトロールはしています。そういった時に利用されている方がいれば、当然注意させてもらうということになるかと思えます。
- (質問) 実際には小松橋下で、複断面のところでも満タンになっています。松本市は認識していましたか。
- (松本市) そのことについては、承知していませんでした。
- (意見) 薄川の河川管理は県ですが、あそこを松本市が使わせてもらうならば、安全についての責任はどちらにありますか、県にありますか。それを明確にしとかなないと流域協議会のある意味がありません。河川管理が県であれば、あそこでどんな人身事故があっても県ですよということをここで明記しておかないと、松本市がそれだけ逃げていたのでは松本市で人が流れても…。
- (松本市) 逃げたというわけではないですが、公園管理のほうまで十分承知してないものですから、はっきりしたことは言えないということです。私のわかっている範囲では先程お話したように、注意報等が出た場合、道路とか市の管理の河川、そういったものを管理していますので、22号の時にはパトロールをしたということをお話申し上げたわけです。
- (座長) 22号の時には、川ぎりぎりの所を犬の散歩で歩いている人を2人見かけました。本人が悪いといえばそれまでかもしれないけれど、あのような洪水の時でも端を歩く人がいるということを念頭に置いておいた方がいいのではと思います。
市の方でわかるのであれば、荒井さんの言われた経緯というものをしっかり調査しておいていただけますか。起草委員会の中でもそれはかなり重要なことで、かなり問題となっていました。
- (質問) 今のことに関連ですが、河川内緑地で急に水が増えた時の対応を市と県と国でしょうか、きちんとした文書として協議会に明示してもらいたいと思います。何課だからわからないとか、これは県だこれは国だとかいわないで是非統一したものを相談されて明示していただきたいと思います。
- (意見) 私これを提案した責任もありまして、16号台風、18号台風この一番水の出た時間に深夜を含めて川の状況をよく見ました。それでこの結論を出したわけですが、絶対に心配ありません。現在のままで非常にいい状態で土砂も流れていますし、水も流れております。だから、これを撤去するなんてことは税金の無駄遣い、絶対反対です。
- (座長) 私も川の状態を見ました。9月5日は台風ではないですが、あのときはかなり移動があったのですが、他の洪水ではほとんど変化がなかった、そういう状況だった。特に栄橋の下は9月5日の洪水までは、私が去年の11月眺めた状態を維持していました。ところが9月5日の洪水で、配布しましたような状態に一変してしまった。だから大きな洪水は考えておかないと。日常茶飯事起きるような、たかだか30トン以下ぐらいの洪水を眺めていたのでは問題だと思う。
- (意見) 台風18号の時に水が出たはずです。

- (座長) 違います。9月5日です。
- (質問) 逢初橋の下に石の段差があります。石の段差を過ぎたところが大体1mぐらい深くなりましたが、どの台風の時に深くなりましたか。それをお聞きすれば水が出ていないときに安全だと結論を出されました。9月6日の時には人間が固まったと同じくらいの大きさの石がゴロンゴロンと流れる音がしましたが、それ以外の台風の時は石が流れている音がしていません。
- (意見) 先程、市が調べてくるということで同時に調べて欲しいのですが、基本高水を流す川幅に関しては余裕があるということは今言われたとおりだと思いますが、当時作ったときに市は水の下に土砂が流れてくる前提で考えていたかどうかということ調べてください。一般的に県も含めてそうなのですが、河積を考えると土砂の移動に関しては考えられていなくて水が流れるという発想だけです。現実的には、様々な災害は土砂が悪さをしているのは確かなんです。ですから、そういった認識があったかどうかということ調べてもらいたい。それと先程言われましたけど、土砂がじゃんじゃん流れていたと。流れていること自体が良くないのです。つまり、複断面のところは細くなっている分だけ流速が速くなり、土砂が非常に流れやすくなっています。土砂が流れるということは、流れていった土砂が下でギリギリの幅しかないところで悪さをすることは目に見えている訳です。ですから、余裕のあるところで土砂を調節した方がいい訳です。調節できるかどうかということが問題になる訳ですが、現実的に金華橋の真下で右岸に複断面を作りましたが、あの高さと同じくらいまで土砂が堆積していました。写真も持っています。作った当時は流速を緩やかにするために落差工をいくつか入れていって、実質的にはかなり土砂を調節した効果も出ていました。だから土砂が流れていっているからいいのではなく土砂が溜まるような状態を作っておかないと下流に行って非常に大きな害を与えてしまう。ですから流れればいいのではなく、流さないような方向で考えられればいいのです。そのためには幅の広い川というのが有効に働きますよということを言いたいわけですね。土砂に関してはどうなんですか。
- (意見) 金華橋のすぐ下は川が中心が直線ではありません。右折しているのです。仮に撤去しても遊砂というか、砂を堆積させる能力においては、さほど役に立たないのです。そういう状態です。
- (意見) ぶつかっているのは、金華橋のすぐ上のモーターみたいな所ありますよね、昔川が蛇行していてあそこがぶつかっていきいわけですね。橋のあたりは、細くて一番ネックになっていますよね。そこから急激に幅が広がります。広がったところに落差工があり、それによって流速が落ちて土砂が堆積しやすくなっていることがあります。
金華橋から下流と上流に関しては、非常に堆積しやすい場所になっています。それから河川というのは狭いところから急激に広がると流速が落ちますので、その効果だけで土砂が堆積するのではないのでしょうか。非常に普通の一般的な川でも、砂防ダムでもそうですが、川幅が広がっているところは土砂が堆積する場所です。川が急激に広がる所とか、狭くなる前とか、必ずそのような機能が入っています。あそこの場合はそういう機能が自然に備わっている。自然かどうかわかりませんが、現時点においては備わっているのは確かなので、そういう機能が下流に対して生きてくる。それはあえて、潰していくことはないかと思えます。
- (意見) 今言われたとおり、金華橋の上が狭くて、金華橋の下が急に広がるから、そこが堆砂地的な役割を果たして、栄橋などの下流に対して影響を与えないように土砂を溜めてくれるという大きな意味があると思います。先程、「川が蛇行して右に曲がっている」ということで必要ないと言っていますが、洪水の時には川全面に水が流れます。したがって関係ないです。右に曲がるのが左に曲がるのが、自然の状態であって、川は右、左に蛇行することが自然の状況です。また、洪水によって右に曲がったものが左に変わったり常に変わります。それが川の状況だと思います。したがって右に

曲がっている、左に曲がっているのは関係ないと思います。洪水時には全面が水が流れます。濁流が流れます。濁流の中で土砂が溜まるか溜まらないか、これは水量と流速によって変わってきます。川が活着ているから、それによって違ってきます。それからこの間の台風18、22号によっても雨の降り方、雨量によっても24時間に降った量、一時的に瞬間的にどのくらい降るか、それによって水の出方が違います。千差万別です。したがって、より安全のために大きくすることは良いことではないかと思ひます。したがって、この間のような100何mmの雨で石が流れるということになれば、200mm、400mm降るような、例えば新潟の洪水は400mm、三重県の宮川村の場合では12時間に300mm、そんな雨量が降っています。あのような場合には太刀打ちできません。したがって私達が考へているのは、80年に1回の大洪水の時にどう対処するかということで、今検討している訳です。平常時の、この辺の今年降ったような雨の時の話をしても意味が無いと思ひます。

(意見) 次の時の資料として追加して頂きたいのですが、金華橋の辺りは私が見た限りでも遊砂地として非常に有効な場所だったと思ひます。最近複断面になったわけですが、そのときの遊砂池としての機能と今の機能をどのように勘案して造られたのか資料として提示してもらいたいと思ひます。

(座長) 市の方にお願ひしますが、一番のポイントは、あそこになぜ造ったのかですよ。川の事だけ考へれば撤去したいということなんです、あれを造った経緯しだいで考へ方が変わってきます。どなたか協議会の最初のときに言っていました、大都会ようなところであれば遊ぶ所がないからしょうがないけども、松本のようなレジャー施設があつて遊ぶところがあるのに、何で川を潰してあんなことをやるのか、あんなもの必要ないと言つておられた。私はそのものずばり当たつてお思ひます。個人的に見ますと、大都会ではかなり利用されておいて都会の人はそこでしか遊べないということがあつてしょうがないということではいいんですが、松本の場合には今の段階では利用している所も一部ありますが、利用価値は都会に比べれば0.何%だという感じですよ。わざわざなぜ造ったのか、この協議会に参加してから疑問が沸いておるのです。それまでは無関心で感じませんでした、無ければ無くてその時の人はそれなりに河原でも利用しながら桜見物でもしていたわけですよ。かえつてその方が良かったとかもありません。そういうことで資料はきちんと経緯を調べて揃えていただけますか。それによつて皆さんの考へ方も変わつてくるかもしれません。

(意見) この問題は 1, 2, 3あります。並列でいくのか一本化するのか、皆さんの意見を聞かなければいけないと思ひますが、先程意見がありましたように - 1は、「撤去または改造する事を基本とすること。」ということで、後の「問題ない場所はそのまま残す。」というのを削除して、 - 2、 - 3は削除しても十分通用すると思ひます。皆さんのご意見聞きたいと思ひます。

(座長) 皆さん納得できて一本化できればそれにこしたことはないですが、それで良いですか。

(意見) 3論を併記して下さい。全員が撤去することに納得している訳ではないのですから。

(座長) このところはもう一度皆さんじっくり考へていただいて、次回きちんとしたいと思ひますので、今日はこれで打ち切らせていただきます。

(事務局) 2の基本高水流量について、起草委員会の方にお集まりいただいて再検討いただくということで、事務的なことですが、別紙参照というふうになつて書かれておれば別紙そのものが提言書になりますので、是非その辺もご審議いただいて から が整合がとれているのかどうかご審議いただかないと、別紙参照そのものが提言書になりますのでよろしくお願ひします。

(座長) それは検討します。それでは今日は時間がきましたので、この辺で打ち切らせて頂きます。